

特定非営利活動法人あいづ安心ネット設立にあたって

特定非営利活動法人あいづ安心ネット理事長の小池達哉です。

当法人の前身である「あいづ安心ネット」は、高齢者や障害者の権利擁護を目的として、平成12年4月から、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、ケアマネージャーなど介護関係従事者、大学教授等が定期的に集まり、事例検討を行い、知恵を出し合って情報交換に努めて参りましたほか、相談会に人員を派遣するなどして参りました。

平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、基本計画が策定されて、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和が目指されました。

このうち、利用者がメリットを実感できる制度・運営の改善、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和については、厚生労働省の下で成年後見利用促進専門家会議が開催されて中間報告が取りまとめられたほか、日本弁護士連合会、日本司法書士会、日本社会福祉士会、最高裁判所、厚生労働省で定期的に協議を行い、成年後見人や保佐人の職務内容、意思決定支援、専門職の関与のあり方、後見支援預金等について協議され、私も昨年度日本弁護士連合会副会長として、日弁連高齢者・障害者権利支援センターを担当した関係で、これら協議に参加していたところです。

また、基本計画のうち、地域連携ネットワークづくりについては、全国どの地域においても成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援地域連携ネットワークを構築することとされ、各地に市町村直営又は委託による中核機関が設置することとされております。しかるに、令和元年10月1日時点で、全国1741自治体中、中核機関整備済みの自治体は160、約9.2%、権利擁護センターなど整備済みの自治体は429、約24.6%と、約3分の2の自治体が未だ模索中とされています。福島県内では、いわき市が直営、南会津町が社会福祉協議会に委託しているのみのようです。

「あいづ安心ネット」では、高齢者障害者の権利擁護にさらに寄与すべく、以前から法人化について協議を重ねておりましたところですが、このような状況も踏まえ、地域における中核機関としての役割を担う組織を立ち上げたいとの思いから、本年4月1日、特定非営利活動法人あいづ安心ネットとして法人化されるに至ったものです。

現時点で考えております当法人の中核機関としての活動内容ですが、①市民後見人の育成や専門職をサポートするための啓発・研修事業、②具体的な事案において専門職や市町村をサポートするための相談事業や各種会議への参加事業、③成年後見等の申立ての支援事業、④選任された後見人の支援事業、⑤専門職後見人候補者調整事業等を考えているところです。

令和2年6月27日には、当法人の設立記念事業を開催させていただき、各分野に造詣の深いお二人から成年後見制度や中核機関の役割等についてご講演いただいたほか、各分野

からパネリストをお招きしてシンポジウムを行いました。

ここに至るまでは、関係者の皆さまのご支援はもとより、当法人の役員をお引き受けいただきました皆さまの献身的なご尽力があったわけですが、今後、当法人は高齢者・障害者の権利擁護のため、ますます精進したいと考えているところです。

高い志を持つ専門家が集まり、皆さまのご尽力のもとに立ち上げた法人ですが、生まれたばかりで、自ら進むべき道を模索しているところも否めません。他方で、成年後見制度の利用促進は、まさに現場の取組に掛かっているところといえます。

せっかく立ち上げた法人ですので、皆さまにおかれましては、こうして欲しいああして欲しいといったご意見をどしどしお寄せいただき、一緒に育てていただきたく、今後との変わらぬご支援ご協力、そして、当法人の積極的な活用をお願い申し上げます。

令和2年10月

特定非営利活動法人あいづ安心ネット
理事長 小池達哉